

住民監査請求：監査結果通知

(平成21年度 千葉県政務調査費の一部返還請求)

	請求内容 請求日(受付日)：2011年3月10日	監査結果 監査調第20号の3 平成23年4月11日
	千葉県市民オンブズマン連絡会議 代表幹事 広瀬理夫	千葉県監査委員：袴田 哲也 千葉県監査委員：千坂 正志
第1	政務調査費の性質と適正な使用の考え方、について理念を開陳 千葉県県の蒙った損害額は別表 - 2のとおり総額で12,816,063円であり、この返還を知事が各議員に対して求める。 1. 領収書等に、目的、有効性、効率性、経済的かつ公益性の説明を添付すること。 2. 支給方式を後払いにすること。 3. クレジットカードやポイントカードの利用を禁止するか、その利得を返還させること。 県民から付託された公金の適正な執行について、関係部門の無気力ぶりにはあきれるほかない。政務調査費の適正な執行と、県民への説明責任を的確に果たすべく、監査委員は議長に勧告されること。	第1 結論 本件請求を却下する。 第2 請求の内容 請求書のとおり。 第3 監査委員2名(議会選出委員)の除籍通知 第4 理由 1. 判断 (1)住民監査請求の制度について制度の説明。
第2	政務調査費の遺法、不当な使用事実並びにその理由	
1. 広報費の一部は政務調査費として認められない。		
	1) 亀田郁夫議員の「響き」は議会報告部分は使用を認めるが、議員自身の記事や写真は再選活動であるから認められないから、25～50%に限定。 「県南思考」は、亀田郁夫議員、木下敬二議員、秋山光章議員が共同で発行している共同誌である。議員の写真が多く、議員自身の意見や感想が中心であることから、これらは議員の再選活動である。 「県議会レポート」は、後援会活動、政党活動との記事の面積比で50%を占めている。 100%請求のこれらは、面積比で按分すべき。 2) 佐野彰議員の県政報告「まごころと実行」は、議員自身の写真と名前が大きく掲載され、記事は議員自身の活動報告と意見が中心でこれらは議員の再選活動であり、面積比で50%を占めている。よって、県政報告の印刷代、印刷の版下とフィルム代、郵送代として按分率100%の請求は認められない。 (2) 県政広報冊子600冊のコピー代として政務調査費より支出された311,100円は後援会向けである。 (3) 領収書番号45番、3月5日付広報誌編集費200,000円は、領収書発行者の住所、事業者名が消されている 3) 高木衛議員の、広報紙製作料は、4件で年間総額3,185,000円を支出し、12月25日支払い分を「後援会活動との按分75%」としたほかは100%政務調査費によるとして、年額2,970,000円を請求した。	各広報紙のどの部分が「再選活動」、後援会活動、又は政党活動に該当するのか明示されておらず、また再選活動の定義も明確でないことから、違法性または不当性が具体的な理由により適示されていると認めることは出来ない。 後援会向けのコピーであったとの主張は憶測に過ぎないから、具体的な理由により適示されていない。 消されているのは、調査したところ不開示情報に該当する部分に所要の処理が施されているもので、違法性または不当性が具体的な理由により適示されていない。 単に金額の比較を行っているのみで、比較の対象とした支出の内容にかかわる主張は憶測に過ぎず、高額に過ぎるというのは請求人の見解に過ぎない。

2. 人件費の一部は政務調査費として認められない。	
1)伊藤和男議員は、5名(A,B,C,D,E)の事務員を雇い	2名で充分であるとの主張は独自の所論に過ぎない…具体的な理由により適示されていない。
2)伊藤丈議員は4名(A,B,C,D)のアルバイトを雇い、	
3)竹内圭司議員は、3名(A,B,C)の事務員を雇いその給与を後援会活動との50%按分で12ヶ月間、政務調査費から支出している	
4)杉田守康議員の人件費は、政務調査のための事務員として、杉田建材株式会社からの 出向社員2名を採用し政務調査活動を行うことに制約を受けていることが想定されることから、これは政務調査費の使用として適正でない。	出向もとの会社の支配を受け政務調査活動に制約を受けているとの主張は憶測に過ぎない。
3. ガソリン代の一部は政務調査費として認められない。	
1)伊藤丈議員は、ガソリン代を年間588,481円支払い、75%按分とし441,359円を政務調査費として支出した。これは月25日使ったとしても毎日110キロ(125円/L,7キロ/L)を走らせたことになり政務調査以外の要件で大半が使われたとみなすが妥当	妥当な按分率が25%程度であるという主張は独自の所論にすぎない。
2)石井宏子議員は、ガソリン代を年間288,721円支払い、25%按分とし72,180円を政務調査費として支出した領収書は金額が明記されないなど領収書と認められない。 また、年度末に、244,281円を一括支出(整理NO 288)しているが、個別の給油日、金額が不明確などで、認められない。	領収額が不明確な3件については、監査請求の前に、適切な支出証拠書類を添付して収支報告書を修正した。 更に1件は、調査したところ収支報告書を修正し、3月15日に当該支出を返還した。
3)内田悦嗣議員は高速道路代(整理NO 58,75,91,110,133,160,176,194,209)を年間合計で86,100円を政務調査費100%で請求	支出額が高額に過ぎ、妥当な按分率は50%とは、独自の所論に過ぎない。
内田悦嗣議員の16件、18,710円の電車代を政務調査費から支出しているが、このうち7件それぞれ1,340円(整理NO92,96,102,115,213,217,222)は本人の最寄り駅から県庁までの電車賃であり政務調査のためとは考えられない。 ことさら、NO 102,115,213は議会開会中の使用であり、このことから目的外支出は明白であり、少なくとも7回分9,380円(1,340円×7)は返還させるべき。	電車賃のうち、6件は最寄り駅から県庁までの電車賃であるから政務調査のためとは考えられないとの主張は、独自の所論である。 議会開会中との1件は、調査したところ収支報告書を修正し、3月28日に当該支出を返還した。
4)木名瀬捷司議員は、ガソリン代を年間690,414円支払い、按分率30%として政務調査費より207,118円を支出した。これは38,400kmに相当し、月25日車を走らせたとして毎日128kmずつ走行したことになる。政務調査としての走行は25%程度が妥当	妥当な按分率が25%程度であるという主張は独自の所論にすぎない。
5)信田光保議員は、ガソリン代を年間616,368円支払いこれは34,500kmに相当し月25日車を走らせたとして毎日115kmずつ走行したことになる。政務調査としての走行は25%程度が妥当	